

生駒市条例第30号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月1日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

第12条の2 本市及び規則で定める者（以下「本市等」という。）以外の者は、市長がごみ収集場所として認めた場所に排出された廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶、ペットボトルその他の再生利用の対象となる物として規則で定めるもの（以下「資源物等」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、本市等以外の者が前項の規定に違反して資源物等を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 前項の規定による命令については、生駒市行政手続条例（平成9年3月生駒市条例第2号）第3章の規定は、適用しない。

第16条中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改める。

第24条の次に次の2条を加える。

（罰則）

第25条 第12条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条の次に2条を加える改正規定は、平成22年1月1日から施行する。